

広島県介護サービス事業者集団指導研修

広島県国民健康保険団体連合会
介護福祉課

施設・事業所数(各年10月1日時点)

Table with 5 columns: Facility/Service Name, 4th Year Count, 3rd Year Count, Change in Count, Change Rate (%). Rows include nursing facilities, home care services, and support centers.

訪問介護、事業所増えでも常勤職員減少

介護サービス施設・事業所調査(4年)

厚労省が公表した介護サービス施設・事業所調査によると、4年10月時点の訪問介護事業所数は3万6400か所、前年同月比2.3%増えた。

訪問介護3.6万事業所、2.3%増

コロナ以降増加が続く

訪問介護は、通所介護30年度報酬改定での生活。通所介護などの需要や短期入所生活介護など 援助の基本報酬の引き下 が低下する一方、訪問介



訪問介護の8割の事業所が介護員の不足を感じており、介護全体のなかでも人手不足感が顕著に。ケアマネからのサービス提供の紹介を断った事業所の9割が人材不足を理由にあげている

埼玉県の73か所、愛知県 の73か所、神奈川県61 事業所数は大阪府が5 409か所と最も多く、 東京部の3250か所、 神奈川県2168か所、 兵庫県の1874か所、 愛知県の1848か所と続く。大阪府の被保 険者1人あたりの給付費 は、他の都道府県と比べ、 マネジャーからのサービ ス提供の紹介を断った訪 問介護事業所の9割が 人材不足で対応できなかつた」と回答している。

訪問介護員4%減 4分の1は高齢者 訪問介護の従事者数 (実数)は54万4875 (人)で0.1%増加。そのうち9割以上(50万9441人)を直接サービス 提供する訪問介護員が占 めているが、0.7%減り、事務員等のその他職 員が増えた。訪問介護員 を資格外である介護福祉 士が格別というが、初 任者研修修了者などが減 っている。

訪問介護3.6万事業所、2.3%増 訪問介護の従事者数 (実数)は54万4875 (人)で0.1%増加。そのうち9割以上(50万9441人)を直接サービス 提供する訪問介護員が占 めているが、0.7%減り、事務員等のその他職 員が増えた。訪問介護員 を資格外である介護福祉 士が格別というが、初 任者研修修了者などが減 っている。

厚労省の社会保険審議 会による訪問介護の資 料によれば、訪問介護員 の77.7%は女性。平均 年齢は54.5歳で、20代 は3.8%と少なく、65 歳以上が24.4%いる。 介護分野全体の女性比率 は68.4%。平均年齢50. 0歳、65歳以上割合14. 0%と比べると、女性比 率と高齢者の就労率が高 率と高齢者の就労率が高

都道府県別訪問介護事業所数

Table with 4 columns: Prefecture, 4th Year Count, 3rd Year Count, Change in Count. Lists various Japanese prefectures and their respective counts.

訪問看護S.9.4%増加

看護師10万人が勤務

訪問看護ステーションの数は、訪問看護ステーションからハビリ職によるサービス提供が増えていることが、これまでも問題視され、3年度報酬改定でも単位を1.3%程度引き下げる対応を取ってきた。3年度の訪問看護の単位数の33%程度が理学療法士などによるもの。61.5%を福祉法人で、割合は平成28年度頃 から横ばい傾向が続いて いる。

施設サービスの状況

Table with 5 columns: Facility Name, 1st Year Staff, 1st Year Residents, 1st Year Utilization Rate, 3rd Year Staff, 3rd Year Residents, 3rd Year Utilization Rate. Rows include nursing facilities and home care services.



インターネット請求について

インターネット請求(1/2)

● インターネット請求のメリット

1 請求データの送信

- (1) 請求データの送信は毎月10日の23時59分まで可能です。(データ量によって送信に時間がかかる場合があります。送信の途中で時間を過ぎますと到達しませんので、時間に余裕をもって送信してください。)
- (2) 国保連への電子媒体等を郵送する費用や持込の手間がかかりません。
- (3) 請求データが国保連に到達しているかを、パソコン上で確認することができます。
- (4) 送信後に請求が誤っていたことが判明した場合、10日までは事業所のパソコンで請求データの取り消し及び再請求ができます。

2 各種通知の早期受信

審査結果通知及び返戻(保留)一覧表等の通知は月末、支払額決定通知書は毎月15日に受信することができ、その他の請求方法に比べ情報を早く知ることができます。

3 事業所別審査状況一覧表の受信

利用者毎の審査状況等を確認することができる帳票で、インターネット請求の事業所のみが送信対象となっています。

4 セキュリティ

電子証明書による安全性の高い暗号技術を採用しており、郵送事故等の心配がないため、個人情報をも安全に取り扱うことができます。

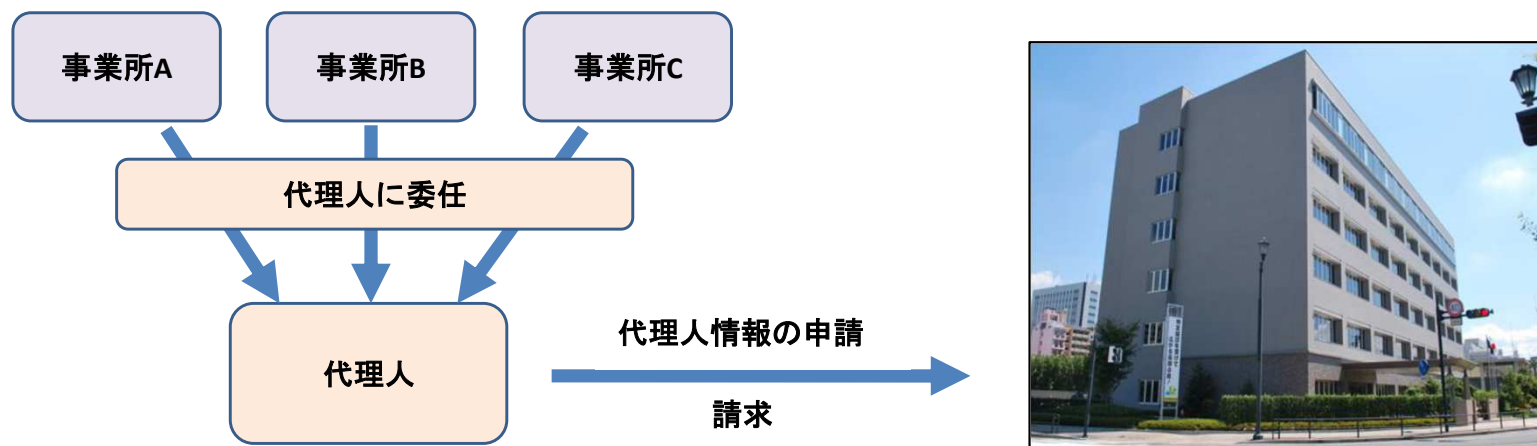
好きな時間帯に送れて、請求ミスがあっても差し替えができるので安心ね!



インターネット請求(2/2)

● 代理請求

複数の事業所番号をお持ちの場合、1つの電子証明書で100事業所まで請求ができる代理請求を行うことができます。



● 電子証明書の発行手数料

区分	種類	金額
介護事業所のみ請求する場合	介護保険電子証明書	13,200円(有効期間3年)
介護・障害双方の事業所を請求する場合	介護・障害共通電子証明書	13,900円(有効期間3年)

● その他

伝送するためのソフト(機能)が必要です。お使いのシステム会社に確認してみましよう。

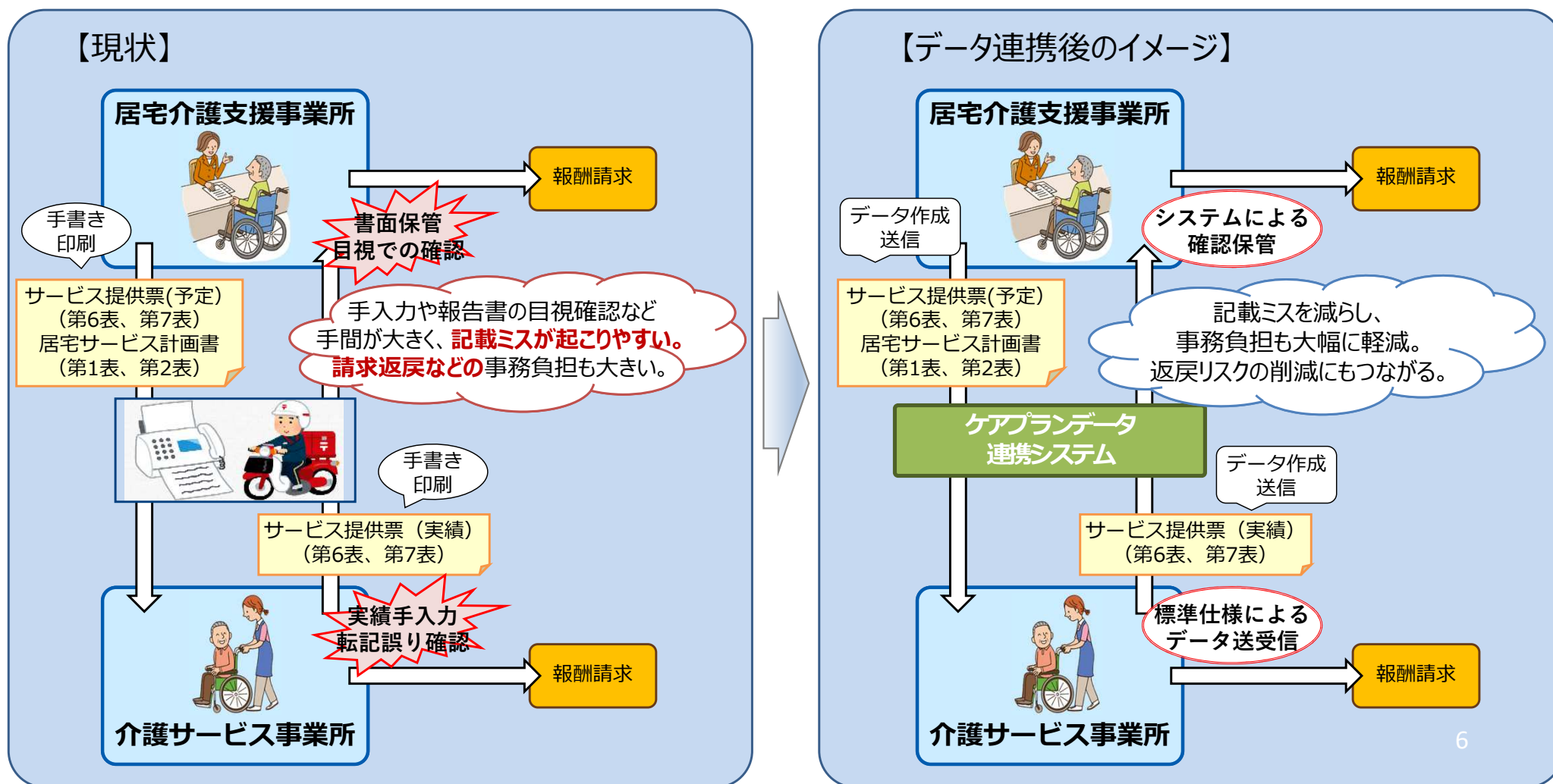
ケアプランデータ連携システムについて

1. ケアプランデータ連携システムとは

○ ケアプランデータ連携システムとは

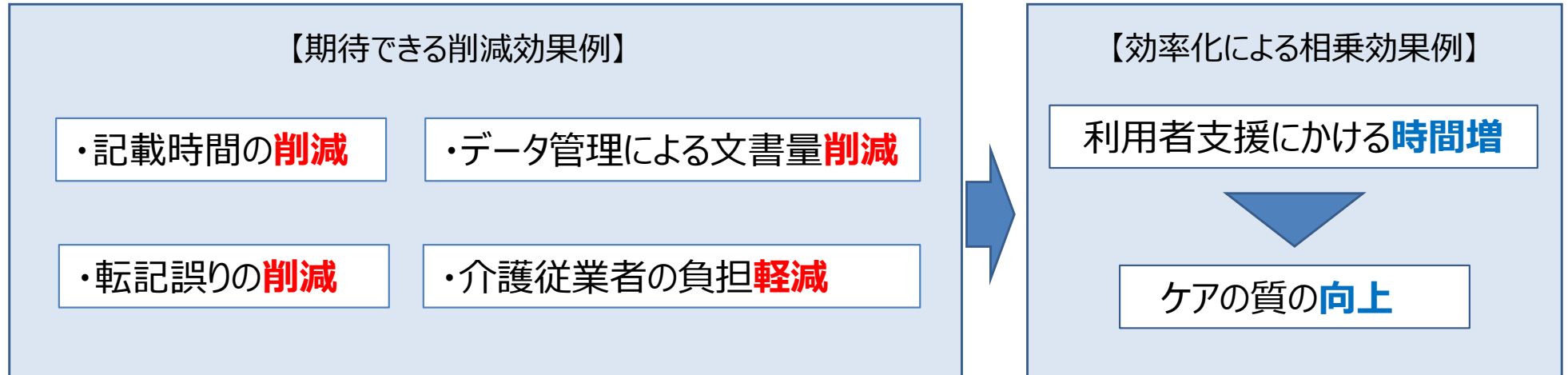
居宅介護支援事業所と介護サービス事業所の間で毎月やり取りされるケアプランのうち、サービス提供票（予定・実績）をインターネット回線を利用してデータ連携を行うシステムです。

ケアプラン（提供票）をデータで送受信できるようになり、業務の負担軽減に繋がります。

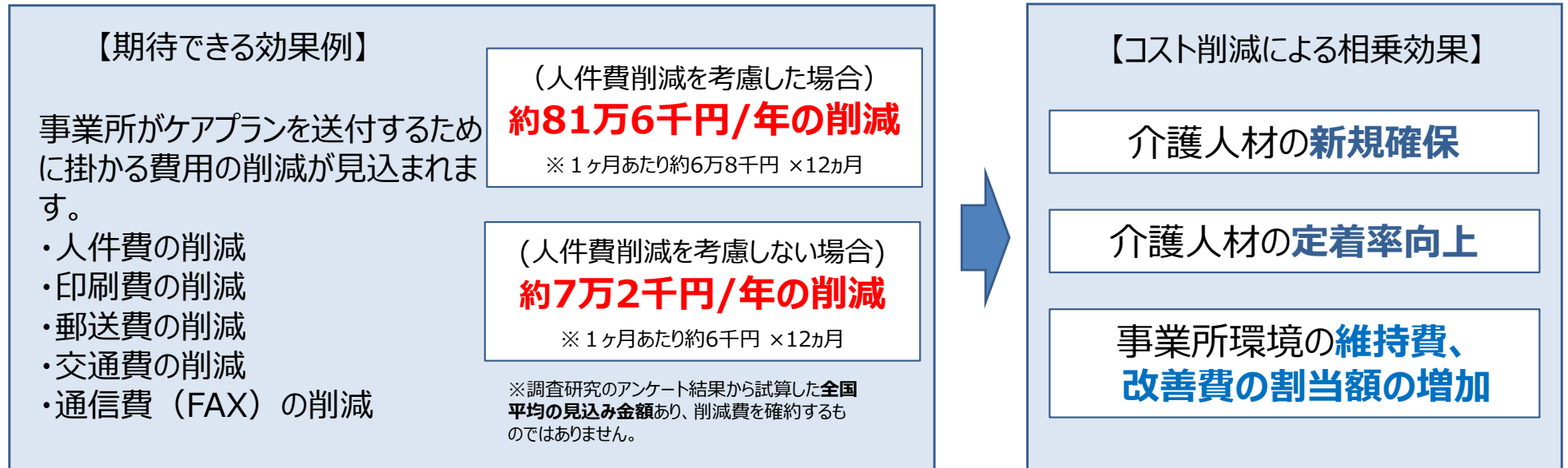


2. システム活用による効果

■ 業務の効率化



■ 費用効果

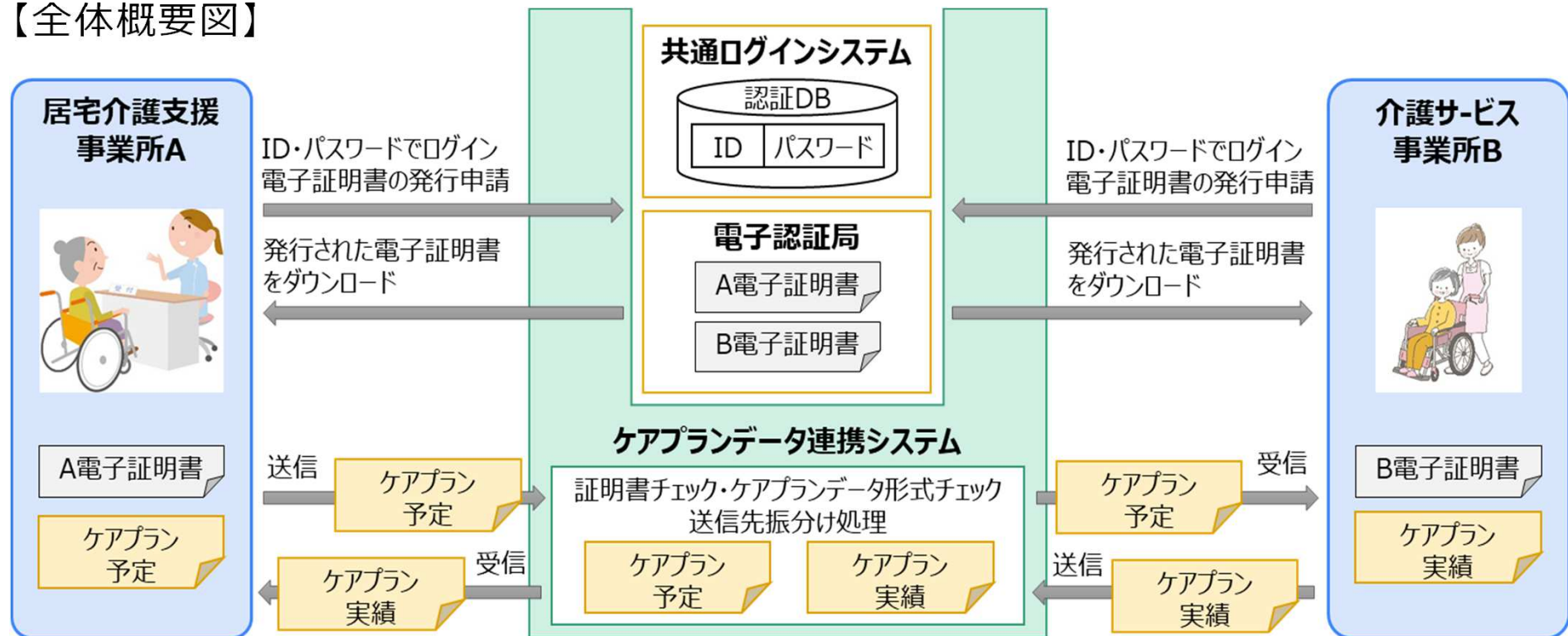


3. 全体概要

ケアプランデータ連携システムは、介護事業所に設置される「**ケアプランデータ連携クライアント**」と運用センターに設置される「**ケアプランデータ連携基盤**」から構成されます。

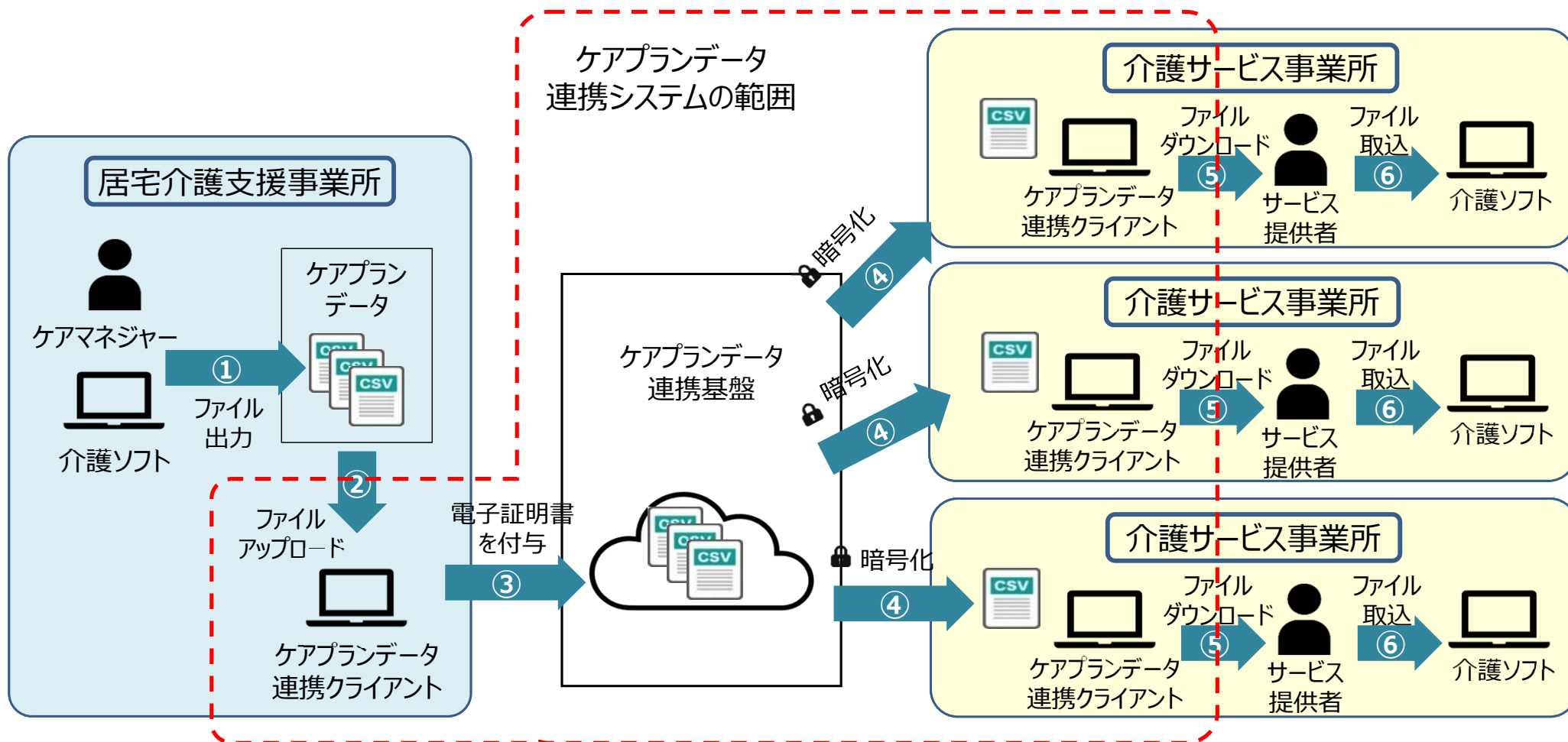
介護事業所の利用者は、「**ケアプランデータ連携クライアント**」からインターネット回線を経由し、「**ケアプランデータ連携基盤**」を通して事業所間のケアプランデータのやり取りを行います。

【全体概要図】



- インターネット請求で実績のあるセキュアな通信方式を採用し、安心、安全を提供
- インターネット請求で使用するユーザID、パスワード等の活用により、本システム利用にかかる事務手続きを簡便化

4. ケアプランデータ(予定)の連携 業務フロー図



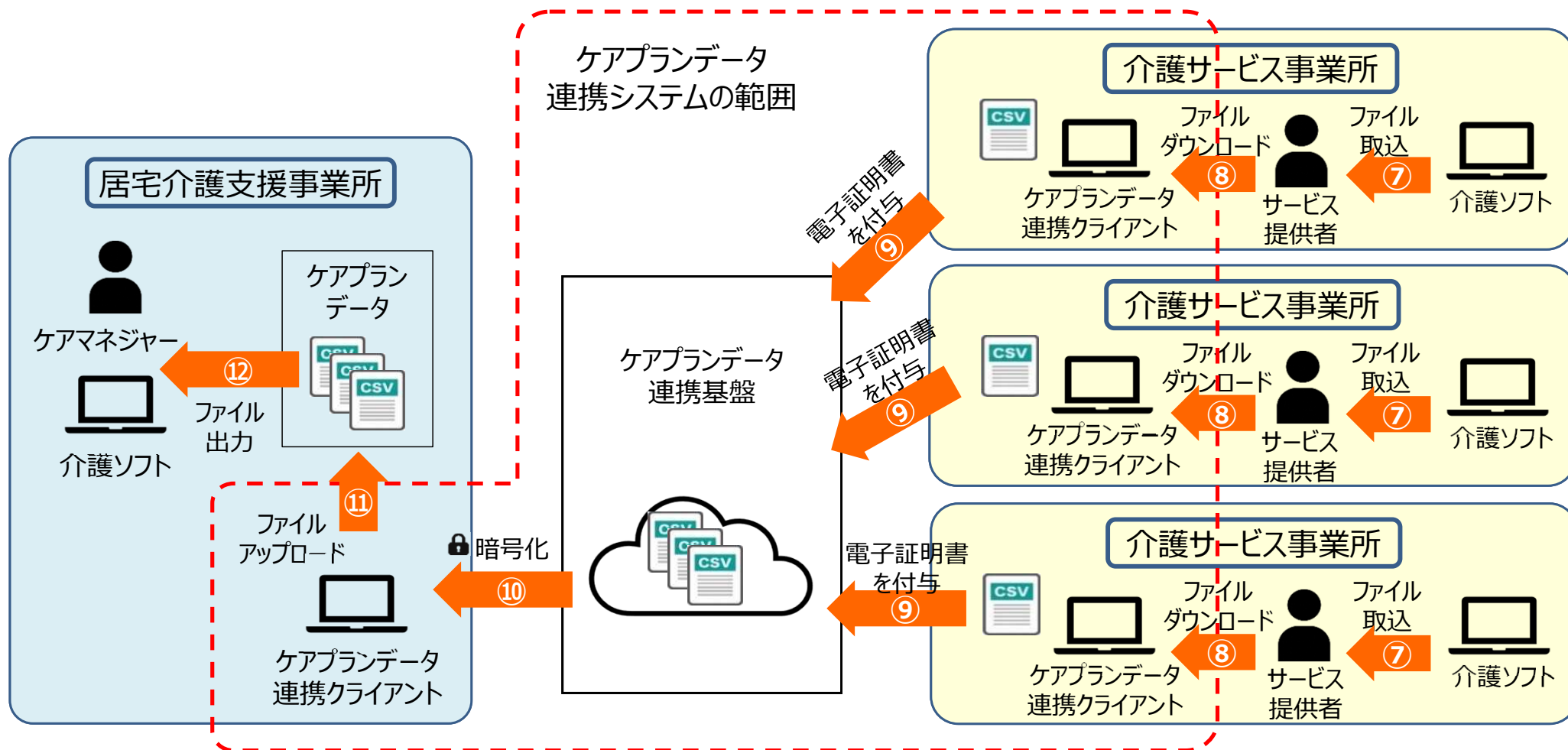
【居宅介護支援事業所】

- ① 介護ソフトにてケアプランデータ予定ファイルを作成、CSVファイルとして出力
- ② 出力したケアプランデータ予定ファイルをケアプランデータ連携クライアントにアップロード
- ③ ケアプランデータ連携クライアントからケアプランデータ連携基盤へ送信

【介護サービス事業所】

- ④ ケアプランデータ連携クライアントで送信情報を確認、ケアプランデータ連携基盤から受信
- ⑤ ケアプランデータ連携クライアントからケアプランデータ予定ファイルをダウンロード
- ⑥ ダウンロードしたケアプランデータ予定ファイルを介護ソフトに取り込み

4. ケアプランデータ(実績)の連携 業務フロー図



【居宅介護支援事業所】

- ⑩ ケアプランデータ連携クライアントで送信情報を確認し、ケアプランデータ連携基盤から受信
- ⑪ ケアプランデータ連携クライアントからケアプランデータ実績ファイルをダウンロード
- ⑫ ダウンロードしたケアプランデータ実績ファイルを介護ソフトに取り込み

【介護サービス事業所】

- ⑦ 介護ソフトにサービス実績を入力、ケアプランデータ実績ファイルをCSVファイルとして出力
- ⑧ 出力したケアプランデータ実績ファイルをケアプランデータ連携クライアントにアップロード
- ⑨ ケアプランデータ連携クライアントからケアプランデータ連携基盤へ送信

5. ケアプランデータの連携(操作画面)

ケアプランを一か所の介護事業所に送信する場合

1 相手先事業所に送信したい第1,2,6,7表のCSVファイルや3表等のPDFファイルをドラッグ&ドロップし、画面に追加します。
(送信先事業所番号はCSVファイルを追加することで自動的に入力されます)

2 「メッセージ」欄に相手先事業所に伝えたい内容を入力することができます。
(FAXの頭紙に記載していた内容等)

3 「送信」ボタンをクリックし、送信確認画面を表示します。
なお、画面にファイルを追加している途中に業務等で一時的に離席する場合は「一時保存」ボタンをクリックすることで、保存することができます。

4 「OK」ボタンをクリックすることで、相手先事業所にケアプランデータ等のファイルを送信します。

事業所ユーザのユーザID(KJ から始まる14桁のID)とパスワードを入力し、「ログイン」をクリック
※ログイン後、最初に処理を行う場合のみ

送信先事業所番号 : 0000000000
添付ファイル(CSV) : UP1KYO_1234567890_2468135791_20191110102233.csv
UP1KYO_1234567890_2468135791_201912210102233.csv
UP1KYO_1234567890_2468135791_20193310102233.csv
添付ファイル(PDF等) :
メッセージ : 新規作成(下書き1)メッセージです。

送信確認

以上の内容で送信してよろしいですか?

キャンセル OK

事業所ユーザーログイン

ユーザーID (電子請求受付システムで使用するKJから始まる14桁のユーザーIDを入力ください)
KJ123456789012
パスワード

戻る ログイン

6. 利用準備フロー

ケアプランデータ連携システムの導入から利用開始までの流れを、「ケアプランデータ連携システム導入フロー」としてまとめ、国民健康保険中央会HP及びヘルプデスクサポートサイトに掲載しています。

ケアプランデータ連携システム導入フロー (更新日：2023年5月26日)		前提1 介護予防ケアマネジメント等を地域包括支援センタからの委託により行っている場合は、本システムをご利用いただくことができません 前提2 居宅介護支援事業所または介護サービス事業所の双方での利用が必要なため、データ連携先の利用意向のご確認をお願いします
対応事項	対応内容の詳細	備考
1 介護ソフトの対応状況の確認	<ul style="list-style-type: none"> ケアプランデータの作成や管理ができる介護ソフトの導入が必要です（介護保険請求の機能のみを備えたソフトでは利用できません） ご利用されている介護ソフトが介護厚生労働省のケアプラン標準仕様インターフェースに対応しているか介護ソフトベンダーに確認します（※1） 	※1 標準仕様については、厚生労働省のサイト「3. 介護現場における情報連携の促進」をご参照ください。 https://www.mhlw.go.jp/stf/kaigo-ict.html 「ケアプランデータ連携システム」ベンダ試験の実施結果は、以下サイトにてお知らせします。 https://www.kokuho.or.jp/system/care/careplan/index.html
2 ケアプランデータ連携クライアントソフトを導入する端末、ネットワーク環境の準備	<ul style="list-style-type: none"> Windows10またはWindows11の端末を準備します ブラウザ（Microsoft Edge）を最新バージョンにします 準備した端末がインターネットに接続可能なことを確認します 	クライアントソフトは1事業所番号あたり1台の導入となりますので、事業所内の端末構成をご確認いただき、導入端末を決定してください。 セキュリティの観点からWindows Updateで最新状態にしてください。
3 介護電子請求用ユーザID及びパスワードの確認	<ul style="list-style-type: none"> 利用申請やデータ送信時に用いる、電子請求受付システムで使用されているKJから始まる14桁のユーザID及びパスワードを確認します（HDから始まるユーザIDは代理請求用のため利用できません） 	以下に該当する場合、事業所の所在地の国保連合会にユーザIDの確認とパスワードの発行・再発行を依頼してください。 ①インターネット請求を行っていない（ユーザIDとパスワードを持っていない） ②請求を代理人に委託して、ユーザIDとパスワードを失念してしまった 所要時間（目安）：郵送を伴う場合、2週間前後（混雑状況で増減します） 国民健康保険団体連合会リンク https://www.kokuho.or.jp/link/
4 電子証明書インストール状況の確認	<ul style="list-style-type: none"> 導入する端末に正しい電子証明書が入っているか確認します 電子請求で使用している端末に導入する場合は、備考記載の電子証明書が既にインストールされているか確認します。該当する場合は「5. ケアプランデータ連携システムのクライアントアプリのインストール」に進みます 	電子証明書のインストール状況を確認したい場合は、別紙「 電子証明書の確認方法 」をご参照ください。 本システムで利用できる電子証明書は、「請求委任事業所用ケアプラン証明書」、「介護保険証明書」の2種類です。
4-1 証明書発行用パスワードの確認	<ul style="list-style-type: none"> 電子証明書を申請、ダウンロードする際の証明書発行用パスワードを確認します 	証明書発行用パスワードが不明な場合は、「 3.6.4 証明書発行用パスワード再発行 」をご参照ください。
4-2 電子証明書のインストール	<ul style="list-style-type: none"> 電子請求受付システムでご利用中の端末以外の端末に、介護保険証明書を再度インストールします（このインストールにあたり証明書発行手数料は不要です） 	「 3.6.3.介護保険証明書を再度ダウンロード・インストール 」をご参照ください。 電子請求受付システムのアクセス方法 https://www.kaigo.e-seikyuu.jp/KShinsei/main
4-3 ケアプラン証明書の申請及びインストール	<ul style="list-style-type: none"> 電子請求受付システム総合窓口に、KJで始まる14桁のユーザIDでログインし請求委任事業所用ケアプラン証明書を申請します（発行手数料は不要です） 準備された端末に電子証明書をダウンロードし、インストールします 	「 3.7. 請求委任事業所用ケアプラン証明書の取得・更新 」をご参照ください。 ご不明点は、ケアプランデータ連携システムのヘルプデスクに確認ください。
5 ケアプランデータ連携システムの利用申請	<ul style="list-style-type: none"> ケアプランデータ連携システムの利用申請サイトにアクセスし、KJで始まる14桁のユーザIDでログインの上、利用規約を確認し、同意してください（※2） 	ケアプラン利用申請Webサイト https://www.careplan-renkei.jp/ ※2 仮パスワードの場合、電子請求受付システムで新しいパスワードに変更後、利用申請Webサイトにログインください。
6 ケアプランデータ連携システムクライアントアプリのインストール	<ul style="list-style-type: none"> ケアプランデータ連携システムのヘルプデスクサポートサイトにアクセスし、お気に入り登録し、製品ダウンロード画面に進みます ケアプランデータ連携クライアントアプリをダウンロードし、端末にインストールします アプリへのログインおよびデータ連携を開始します 	ヘルプデスクサポートサイト https://www.careplan-renkei-support.jp/ を表示した状態で、ctrlとDキーを同時押下すると、お気に入り登録できます。 ケアプランデータ連携システム操作マニュアル「2.3アプリのインストールについて」をご参照の上、ご不明点は、ケアプランデータ連携システムのヘルプデスクに確認ください。 連携先が本システム未導入の場合は、運用を開始するタイミングを調整ください。
7 ライセンス料のお支払い	<ul style="list-style-type: none"> 利用規約第8条第2項に規定の方法でライセンス料等が支払われます（※3） 第2項 国保連がお支払いする給付費からの差し引きによるお支払い 	※3 請求書での支払い（第3項）をご希望の場合は、事業所の所在地の国保連合会に請求書を発行依頼してください。振り込み事務及び振込手数料にかかる費用は、事業所にてご負担をお願いします。

7. 料金について

■ケアプランデータ連携システムの料金について

- ・1事業所あたり(1事業所番号ごと)のライセンス料は年間21,000円(消費税込み)
- ・ライセンスの有効期間 1年間 (申込日から起算して1年間)
- ・支払方法は、電子請求の証明書発行手数料と同様、国保連合会に請求する介護給付費からの差引となりますが、請求書送付による口座振り込みにも対応いたします。

Q 複数の介護事業所を運営している場合はどのようになるか？

A 複数事業所を運営している場合であっても、1事業所番号あたり21,000円が必要となります。

Q 複数年を利用する場合、例えば3年間利用する時の料金はどのようになるか？

A 利用期間については、1年間ごとの契約となります。

3年間ご利用いただく場合は、 $21,000円 \times 3 = 63,000円$ となります。

8. サポート体制等(1/2)

■ サポートサイトへのアクセス

- ・ 国民健康保険中央会のケアプランデータ連携システムにリンクされているWebサイトをクリック
- ・ または、 <https://www.careplan-renkei-support.jp/> を入力します。

【ヘルプデスクサポートサイト】



- ✓ ケアプランデータ連携システムに関する最新のお知らせのご案内、説明資料や説明動画、操作マニュアル等を掲載
- ✓ ほしい資料を見つけられない場合には、サイト内検索機能にてキーワードからの資料検索も可能
- ✓ 常に最新版のよくあるご質問の掲載や、チャットボットによる対話形式でご質問に対する解決方法をご提供
- ✓ コールセンターでの電話対応と合わせて、お問い合わせフォームからご質問内容を受け、後日メールにて回答を実施
- ✓ 端末にインストールするクライアントアプリケーションのダウンロードやシステム利用申請へのリンクを掲載

8. サポート体制等(2/2)

■ ヘルプデスクへのお問い合わせ

介護事業所様からのさまざまなご質問やご要望に対応するために、ヘルプデスクを開設しております。
なお、ご質問内容について即答できない場合は、コールバックにて対応させていただきます。

ヘルプデスクへのお問い合わせ

 TEL 0120-584-708

受付時間 9:00～17:00 (土日祝日は除く)

※年末年始(12月29日～1月3日)は、お休みさせていただきます。ご了承の程、何卒よろしくお願いいたします。

ヘルプデスク (コールセンター)

稼働日 : 月～金 (土日祝日・年末年始 (12/29～1/3) は休日)
電話受付時間 : 9:00～17:00
受付電話番号 : 0120-584-708 フリーダイヤル (通話無料)

9. その他

介護支援専門員 1人当たりの取扱件数（報酬）

告示改正

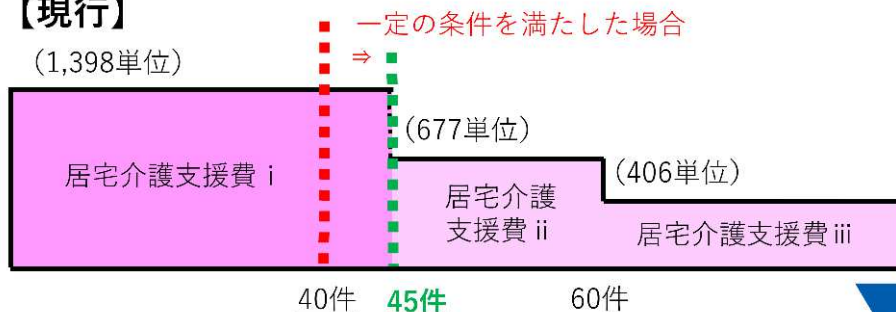
■ 居宅介護支援費（Ⅰ）に係る介護支援専門員の一人当たり取扱件数について、現行の「40未満」を「45未満」に改めるとともに、居宅介護支援費（Ⅱ）の要件について、ケアプランデータ連携システムを活用し、かつ、事務職員を配置している場合に改め、取扱件数について、現行の「45未満」を「50未満」に改める。また、居宅介護支援費の算定に当たっての取扱件数の算出に当たり、指定介護予防支援の提供を受ける利用者数については、3分の1を乗じて件数に加えることとする。

居宅介護支援

例：要介護3・4・5の場合

【現行】

(1,398単位)



居宅介護支援費（Ⅱ）の算定要件

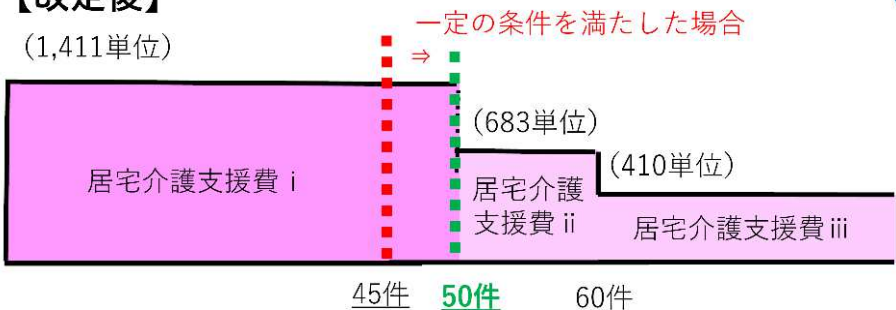
ICT機器の活用または
事務職員の配置

指定介護予防支援の提供を受ける
利用者数の取扱件数

2分の1換算

【改定後】

(1,411単位)



居宅介護支援費（Ⅱ）の算定要件

ケアプランデータ連携システムの
活用及び事務職員の配置

指定介護予防支援の提供を受ける
利用者数の取扱件数

3分の1換算

介護報酬改定について

○国保連合会に請求するにあたっての注意点

●新たな加算の算定

県・市町等への届出の必要性があるか確認してください。

届出情報を変更する必要がある場合は、県等からの通知をよく見て、期日までに届出を行ってください。

また、介護報酬の請求において、届出内容とは異なった請求をした場合は、全件返戻になる可能性もありますので、記載内容、サービスコード等をよく確認して請求してください。

●加算の見直し

同じ条件でも、例えば、加算(Ⅲ)から加算(Ⅳ)等に変更になっている場合がありますので、よく確認して請求してください。